

様式第3号（第11条第2項関係）

議 事 概 要 書	
第2回 玉野市成年後見制度利用促進審議会	
開 催 日 時	令和2年7月15日（水） 14時00分から15時30分まで
開 催 場 所	玉野市役所 3階 大会議室
出 席 委 員	成年後見制度利用促進審議会委員：11名（委員総数12名）
傍 聴 の 可 否	可
傍 聴 人 数	なし
審 議 概 要	1 開会 2 事務局職員紹介 3 審議 ①審議会スケジュール ②玉野市成年後見制度利用促進計画（素案） ①審議会スケジュール ＜委員＞ 未定の視察について、コロナ禍の状況を勘案し、実施しないことも考えているのか。 ＜事務局＞ 視察予定先においても、新型コロナウイルスにより、県外からの視察等の受け入れは難しいと回答を受けている。 今後は、県内を含めて先進的に取り組む自治体を検討したい。 ＜委員＞ スケジュールについて、計画の素案の審議が終了した時点でパブリックコメントを実施するのか。 ＜事務局＞ パブリックコメントまでには計画の素案の審議は終了させ、パブリックコメント後に結果を示して最終的な意見を伺う予定である。 ②玉野市成年後見制度利用促進計画（素案） 1. 成年後見制度の利用促進のための施策 今後、さらに成年後見制度が真に必要な方々の利用が促進されるための効果的な取組、及び、任意後見、保佐・補助類型を含めた早期利用の促進策について。 ＜委員＞ 成年後見制度が一般の方には、あまり周知されていないため、パンフレットを作成するのであれば、後見人、保佐人、補助人が、実際に何をしてきて、どのくらいかかるか等を具体的に示してもらえるとわかりやすいと思われる。

	<委員> 法務局が成年後見について出しているパンフレットを参考にしてもらえたら良いと思われる。 <委員> 補助、保佐の方の利用は、まだ伸びていないと感じている。本人の意思がなるべく反映されるような制度にしていかなければならないと思う。 <委員> 実際に支援に当たっている方々にもまだ十分に理解されていない部分があり、補助、保佐、任意後見の類型が伸びていない一因となっているのではないかと考える。専門職にも普及啓発が必要と考える。 <委員> 補助、保佐、任意後見の類型の利用も今後、増やしていくべきである。制度のメリットがあるということをしっかりとPRしていく必要がある。 <事務局> 具体的な体験談、対象を分けた啓発方法等、今後の施策にいかしたい。 2. 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援 後見人を含め、本人に関わる支援者が常に「意思決定の中心に本人を置く」という本人中心主義を実現するため、国がガイドラインを作成中であり、これを踏まえた市の意思決定支援のあり方について <委員> 本人の意思推定というところでは慎重にしないといけないと感じるが。 <委員> なるべく本人の意思を直接聞きたいが、どうしてもだめなときは本人の意思を周囲の人たちの話などから、推定しなければならないこともある。 <委員> ご本人の意思表示が難しいといった場合、何らかの形で推定することについて、裁判所も関係されることもあるかと思うがどうか。 <家庭裁判所> 本人自身の意思を推定していくことになれば、委員が言われたように、これまでの本人の言動、それから、本人の周りで本人の言動を聞かれていた人からの話を聞いた上で、本人の意思を推定ということになるのではないかと考える。 <委員> 具体的にはみんなで本人にとって一番良い方法を相談、話し合いをして、決めていくのだと思う。
--	--

	<事務局> 非常に大切なことであり、計画の中で記載するようにしたい。 3. 任意後見監督人について 任意後見制度の利用促進も必要であり、任意後見監督人の選任のケースについての施策を掲げている。本市における（任意）後見監督人の状況と今後の支援策について。 <家庭裁判所> 任意後見人の件数について、令和2年1月6日現在、岡山県32件で内2件が玉野市。 <委員> 任意後見の場合、公正証書が必要であり公証役場にも行かないと行けないが、公証役場は玉野市にはあるのか。 <事務局> 玉野市にはない。 <委員> 玉野市外に行かなければならないという不便さがある。 <委員> 任意後見の場合は、手続の費用や、後見人、後見監督人の報酬等の問題があり、利用を促進するにあたり、市としては、それら費用の助成等も考えているのか。 <委員> 後見監督人にかかる報酬は、月額1～2万円となっている。 <委員> 任意後見の場合は、依頼するご本人が任意後見人を自分で決められるということは良いことだと思うが、その一方で任意後見人の場合は後見人と後見監督人の二人に報酬が発生するため、それを考えると割高のように感じるかもしれない。 <事務局> 現在、成年後見制度利用支援事業の中で、後見人への報酬を助成しているが、今後は後見監督人の報酬助成や任意後見人に係る費用についても引き続き検討していきたいと考えている。 <委員> 後見監督人の報酬は月額5万円程度と思っていたがどうなのか。 <家庭裁判所> 基本的には、後見監督人の報酬は月額1～2万円。ただ、財産が多い方や困難な業務をした場合はもう少し多い場合もあるかもしれない。 <委員> 任意後見契約を結んでいても、任意代理（財産を預ける）というも
--	---

	のがあり、この場合、監督人は付けなくても財産を動かすことができる。 不正行為が行われるかもしれないことを考えると、監督人を選任しないといけない状態なのに、監督人を選任していないのが問題だと思う。 <委員> 自分が将来認知症になって困る前に事前の準備をしておきたいと思われる方にも利用しやすい制度にしなければならない。 そうすると、先ほど言ったような報酬の問題や申請する際の問題が出てくると思うがいかがか。 <事務局> 市としては後見制度の利用を促進すること、利用したい人が利用できる環境を整備していくことが今回目指している姿なので、これについては計画案の中でも掲載していきながらご協議いただくとともに、国の中間検証の中にも低所得者等に対する後見監督人の報酬助成が検討されていることから、市としても今後検討していきたいと考えている。 4. 本人の権利擁護を図るための後見人の交代 本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合等の後見人の交代を計画案に掲げている。今後、中核機関等で実務を進めていく上で留意する事項について。 <家庭裁判所> 後見人の交代の原因は家庭裁判所でも不明だが、後見人が高齢になったり、被後見人の転居などにより後見事務ができなくなった場合に交代することがある。後見人・保佐人・補助人の辞任許可は令和元年度は岡山県全体で111件内3件が玉野出張所。後見人が不正などにより解任した件数は岡山県全体で令和元年度は0件。 <委員> 状況から、後見人が本人の要望に添えない場合もあり、また、信頼関係を築くのに時間がかかることもある、うまくいかなかった原因や時期にも注意が必要である。 <委員> 後見人の交代は相性もあるので仕方がないことだが、中核機関として後見人の支援をどのようにしていくのか。後見人の交代は大変なので、後見人支援は必要。できれば中核機関がケース会議等に出席して経過的に見ていくと、交代となった場合も次の方を選びやすいのではないか。 5. 市民後見人の育成等 今後、市民後見人に対するニーズや期待される役割について。（現在、当市には市民後見人として登録している人はいない。） <委員>
--	--

	市民後見人が主に担うのは身上監護だと思う。財産管理は別の専門職がやることが多いのではないかな。 <委員> 地域の方々が活躍できる場の1つとして市民後見人を考えるのであれば、大いに増やしていくべきだと考える。市民後見人は、身上監護がメインとなってくると思うが、専門職よりも手厚く見守ってくれると思う。 市民後見人が安心して活動するためには、個人受任よりもまずは法人後見の中で支援をすることから始め、少しずつスキルアップを図ってもらいたい。 <委員> 市民後見人はとても熱心にされる印象。一方で通帳を預かるのは不安だから専門職と一緒にやってもらいたいという要望は多い。 <委員> 玉野市として市民後見人の養成はどのようにするのか、研修をどこで行うのか、管理やフォローは誰がするのか、実際に受ける形態をどのようにするのか等、具体的に考えていく必要がある。 市民後見はとても大切なので養成研修を受けるための受講料を市が補助する事等も検討していく必要がある。 <事務局> 本市では市民後見人の養成研修を行っていないため、しっかりと情報収集を行っていききたい。また、国県の補助事業もあるためこれについても情報収集をしっかりと行っていききたい。 4 その他 5 閉会
特 記 事 項	
事 務 局	玉野市健康福祉部長寿介護課 電話 0863-32-5537